

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和元年度 第2回 高松市農業基本対策審議会
開催日時	令和2年2月13日（木）午後1時30分～2時35分
開催場所	香川県農協中央地区営農センター 3階 役員会議室
議 題	(1) 高松農業振興地域整備計画の変更等について ・高松市立地適正化計画の策定に伴う適正な土地利用の誘導について (2) 高松市鳥獣被害防止計画の変更について (3) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	—
出席委員	〔高松市農業基本対策審議会委員：8人〕 森口会長、吉村副会長、山田委員、綾野委員、片山委員、十河委員、大西委員、荒川委員 〔高松市農業基本対策審議会専門委員：7人〕 武藤委員、西村委員、尾路委員、上原委員、谷井委員、井之川委員、古市委員
傍 聴 者	0人（定員5人）
担当課及び 連 絡 先	農林水産課 農林計画係 電話839-2422

会議の経過及び結果

議題（1）	高松農業振興地域整備計画の変更等について・・・資料1-1 ・高松市立地適正化計画の策定に伴う適正な土地利用の誘導について・・・資料1-2
議題（2）	高松市鳥獣被害防止計画の変更について・・・資料2
議題（3）	その他

(別添)

会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題（１）の「高松市農業振興地域整備計画の変更等について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料 1-1、資料 1-2 に基づいて説明。</p>
会長	<p>ただ今の説明につきまして、何か御質問・御意見はございませんか。</p>
委員	<p>２ページのこの立地適正化計画の香南地区と多肥・林地区の誘導区域の人には説明を終えたということですか。</p>
事務局	<p>２ページ目の資料で水色に囲っている農用地区域の農地所有者の方全員に説明を行いまして、赤色が除外希望者、緑色が除外をしない人という結果となっております。</p>
委員	<p>説明して住民の方は了解している。</p> <p>それと ３ページの農用地面積 4, 808 ヘクタール、それは高松市全部の農用地区域ですか。</p>
事務局	<p>農用地区域が 24 年は、4, 808 ヘクタールありました。</p>
委員	<p>農用地が 4, 808 ヘクタールあり、今回 265 ヘクタールが減ったから高松市の農用地は 4, 543 ヘクタールになるという意味ですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
会長	<p>ただ今の説明につきまして、何か御質問・御意見はございませんか。</p> <p>無いようでしたら、次に、議題（２）の「高松市鳥獣被害防止計画の変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料 2 に基づいて説明。</p>
会長	<p>ただ今の説明につきまして、何か御質問・御意見はございませんか。</p>
委員	<p>緊急時の連絡体制は今回修正するのですか。</p>
事務局	<p>前回の会では、次期計画案をご説明させていただきましたが、それから本日に至るまでの間で、市街地にイノシシが多く出没したことを踏まえ、緊急連絡体制などに若干の修正をさせていただいたという状況でございます。</p>
委員	<p>（資料 2、3 ページ目の表）この表はどういう取扱いですか。会の中の説明だけの資料ですか。それとも一般住民のためにお示しするものですか。</p>
事務局	<p>これは、一般の市民の方にもお示しさせていただきます。</p>
委員	<p>連絡先も示さないで、ですか。</p>
事務局	<p>連絡先は、農林水産課の連絡先をお示しさせていただいています。</p> <p>若しくは、身の危険を感じる場合には 110 番通報していただくよう、ホームページにも、イノシシに出会った場合の対処法を公表させていただいておりますし、広報誌で周知させていただいているところです。</p>

委員	この表を出すのですか、それともここへ電話番号がはいたものをだすのですか。
事務局	資料にある図は、鳥獣被害防止計画の中で体制を示すものです。 イノシシの被害があったときとか出会ったときの対処法は、また別に示させていただいておりますのでそちらをご覧くださいと考えております。
委員	近くでイノシシが多く出没しており、知り合いがタケノコを取りに行った際、くくり罠にかかりました。携帯電話は車に置いていたため、設置者に連絡が取れず、はいていた長靴を脱いでなんとか罠から逃げることができました。このような危険性があります。なぜイノシシが増えたのですか。どうしたらイノシシが減るのですか。被害があった場合、何かこういうことをしないといけないとか、イノシシの生息数を減すという方法はないのですか。
事務局	一頭ずつ取っていくしかないのが現状です。イノシシは繁殖力が強く、年に5頭から6頭繁殖します。また、イノシシは山から山へ移動する動物なので猟友会の方々が一生懸命捕獲しても、また何処かから移動して来ます。 イノシシが増えた原因の一つとしましては、環境の変化が挙げられ、高度経済成長期は森林が荒廃しましたが、そこからV字回復で森林には広葉樹林が増え、ドングリなどの実を落とすので、餌は豊富になってきています。また、地球温暖化により気温も暖かくなってきていますので、イノシシの子供も成長しやすい環境になってきています。それと色々な社会問題も関係しており、耕作放棄地が増え、イノシシが身を隠しながら人里の畑に近づくことができやすい環境になっているのが現状です。次期計画には、捕獲、防護、環境整備を柱としており、捕獲の強化や、防護柵の維持管理の徹底、さらに稲刈り後の2番穂などの農地における餌付け行為の禁止等について、広く周知をしていき、農作物被害を防止し、農家の方々が安心して農作物を作れるように対策を進めたいと考えております。
委員	近所でも、イノシシの罠が仕掛けられているのですが、罠にイノシシが捕まっても、なかなか処理に来ません。捕まえたイノシシを市や県の方で処理する方法はできるのか。
事務局	捕獲の処理につきましては、捕獲者の責任になっております。市や県からは毎日見回りするよう指導していますが、体調を崩したりして、日が空くこともあります。適切に管理できていない例もあるため、有害鳥獣捕獲許可を市が交付するときにも、引き続き罠の管理及び捕獲後の速やかな処分について周知していこうと考えております。もしそういった状況がありましたら御連絡をください。市から連絡して注意をすることは可能です。

委員	新聞とかテレビで見たのですが、捕まったら買い取って、次の解体業者に引き継ぐというシステムがあるのですが、このようなシステムは、高松市や香川県はできているのでしょうか。
事務局	できてないです。食肉に活用するためには様々な制限があります。猟師が自ら捕獲したイノシシをさばいて近所に分けるのは特に制限はありませんが、食肉として販売する場合は、保健所で営業許可を取る必要がありますし、衛生管理面でハードルも高くなっていきます。イノシシを殺処分するときの部位についても制限がありますし、殺処分してから 2 時間以内に解体なりの処理をしないと食肉にまわせないというような厳しい衛生管理の条件があるわけです。成功している地域は、捕獲者、解体者、販売者が地域でうまくまとまっているところが成功しており、行政が主体となって食肉加工する施設を作り、運営しているところでは、年間 800 頭から 1000 頭近く処理しないと採算があわない。採算が合わなくて困っている自治体も多いと聞いておりますので、これについては慎重に進めていくべきだと思います。元々この地域はジビエを食する文化が少ないと思いますので、需要喚起を進め、市民の興味も高まり、さらに捕獲量が多い状態が続くようであれば事業化の見込みもありますが、現状ではなかなか難しいと私は考えています。
委員	難しさは、わかっているのですが、その難しさを捕獲者に求めているのではないですか。
事務局	夏場は食肉にしない方も多く、捕獲者の多くは処分に困っています。高松市内の二つのクリーンセンターでは、1メートル以内のイノシシであれば焼却の受け入れ可能なので、利用していただけたらと思います。
会長	他にございませんか。
委員	今日が今後のスケジュールで最終案ですけれど、できれば最終案を資料として付けていただいた方がありがたいかなと思います。3月16日には最終案をつけて説明していただけたらと思います。
事務局	わかりました。今回少数ですけれども、ご用意はさせていただいておりますので、もし、ご覧になりたい方は、こちら事務局の方でご用意させていただいております。 3月には最終案をお付けしようと考えております。
会長	他にないですか。
事務局	資料 1-1 に戻させていただくのですが、日本で守るべき農地面積が 440 万ヘクタールを割っていたと思うのですが、今後農業振興地域整備計画が策定された後、除外の規制要件を若干従来よりは厳格化されると普通は認識されますが、どうなのですか。
事務局	県から除外の条件は、平成 29 年 4 月から施行しております判断基準からの変更は聞いておりません。

委員	借りている農地の横に団地ができて私達耕作者に何も相談なく、境界に擁壁が立ち上がります。トラクターや田植え機、コンバインが入って行けず、耕作ができなくなる事例があります。
委員	農業者が借りている農地の横に、何の相談なしに団地ができると、大きなトラクターやコンバインは入れないのです。これでは、借りているのをやめようかという話になるのです。
事務局	<p>おそらく委員さんだけでなく担い手の方がたくさんいらっしゃいます。そこは農業委員会も一番大事なことでして現地調査をして、そこが農地以外となった場合、隣接する農地の営農条件がどうなるのだろうかというのは大事なところなのですけれども、その事例の部分についておそらく引っかけからなかったのかと。</p> <p>隣接農地の所有者には、話を転用者はして了解を得ているのですけれども、所有者そのものも貸しているからそういう深いところまで考えていないのですよね。借りているところまできちっと審査の中で精査できるかといいますと非常に難しいものがございます。今すごく正論的な意見を聞きましたので、これは十分に審査の中に今後生かしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>その水利組合や土地改良区が同意されていると思います。そのときにもっと調査をやっていただきたいです。それと関係委員なり推進委員なりが、現地をよくみてそれぞれの農地の事情を勘案してもらわなければ農業が続けられません。</p> <p>これに似たような事例を私も見たことがあります。</p>
委員	「貸している水田が売却できたので、返してください」と言われることがあります。これは仕方がありません。しかし、その奥に別の人の農地を借りている場合、道がないと耕作ができません。「返してください」と言われたから、「そうですか」と返事するしかありません。
委員	奥側の水田に通じる道がなくなると、その田んぼの通行権というのはそういうようなものはありますか、ないですか。その水田には絶対入れないのですか。
委員	小さい耕運機ぐらいは入れますが、私達が持っている大型トラクター、コンバインは入れない。
委員	農道が必要な場合、セットバックするなどの配慮がいただきたい。
事務局	所有者の方の隣接の方が田んぼに入っていくのに困ったら引いてくれ、これは当然です。だから、転用者は引かざるをえないのです。それで転用行為ができることなので、そこで隣接の方、所有者が何等か条件をつけてくれているならばそういうことは大変少なくなります。所有者の方も丸投げで貸していますからそういうものまで考えずに了承することになってしまうのだらうと思います。作っている、貸している方の立場になって現場を見ていただく、所有者側と隣接の、そういうところが大事な話なので、ここは、私も担当者も当然現場に行きますから、そういう部分についてもよく考えてくださいとうことで改善していきたいというのが先ほど私の話したことなのです。

委員	<p>今そういう意見が出て、私からも言いたいのですが、周りに建物が建ってから、周辺住人からの苦情がとても多いのです。農業がとてもしづらいので、それをどうにかしてもらいたいと思います。後から家を建てて、隣に農地があるのが分かっているのに、朝から騒音はうるさい、埃はする、また予防をするだけですごい苦情で仕事が止まるのです。最近すごくそんなことが多くて。最初に言うのですよ、そのときには言わないで後から文句を言う。住宅化するのも一応挨拶に行きますけれど。</p>
事務局	<p>私が直接電話を取ってそういう苦情があったら、あなたたちは転用された分譲住宅に当たった後から住んできているのですよ、農家の方ははずっとやってきていますよ。そら住んできた方が後からですから我慢してください。私ははっきり言ってきています。ただ、そういうことで、市長提言が来ますけどね。私はそれも覚悟の上です。後から来たのだから我慢しなさいというのですけれども。権利の主張ばかりする、後から来た住宅団地の方は仰るでしょうけれども。</p>
委員	<p>そういう農地の開発をする場合に、水利組合に開発同意を求めてくると思うのですけれども、そのときに同意条件として、土が落ちますよ、埃がしますよ、騒音しますよ、ということは開発業者が購入する方には、ちゃんと説明をしてくださいと書いていただきたい。</p> <p>開発業者には販売の段階で、こういう条件が出ていますというのを説明していただくようにしないとトラブルはなくなりません。</p>
委員	<p>土が落ちると、そこに住民が立って見ているのですよ。結果的に私達は農作業がやりにくくなります。トラクターやコンバインが農地に出たら絶対周辺住民が立っています。</p>
事務局	<p>後から来てね、農家の方が気兼ねしながら、時間や音を気にして同居していかなければいけないということは、許可している私も悪いのですよ、本当に非常に悩ましい問題です。</p>
委員	<p>温暖化になってきて、暖冬になって朝9時以降でなかったら作業させてくれない。朝、田植えもさせてくれない、田植えの音もうるさいと言って、9時以降だったら作業時間が短いままになります。</p>
事務局	<p>今、委員さんが仰ったように申請書の中では転用者が責任を持って、誓約書もついているのですけれども、善意の第三者の立場で買いますから伝わってないのですよ。転用者の責任であります。</p>
委員	<p>開発業者は、絶対に購入者に対して説明しないとイケない、説明責任、今、それが果たされていないということです。</p>
委員	<p>昼の作業でも苦情を言われます。「孫がお昼寝しているから農機具を使うな」昼使わないといつ使うのですか。朝はだめ、昼はだめ、いつ作業するのというのですか。</p>
事務局	<p>事務局は、仮に担当が〇〇であれば〇〇委員さんこういう投書が来ているのですけど間に入って調整してくれませんかという風な形で農業委員さんには、間に入ってもらっているのですけれど、解決するような問題ではなかなかないのです。</p>

委員	業者の方から土地を転用するときにそういうことを言ってもらえていないのではないですか。
事務局	そういう風な文書を出させているのですけれども。
委員	業者は、買った人には言わないといけない、本来は言わないといけない、地元からはこういうような転用という条件が出ていますよという、購入者に説明責任を果たさないといけない。
委員	新しく家が建ってごみ問題があります。ゴミステーションが自治会管理でないと、田んぼの中にも置いたりされます。また、水田がごみ箱のようにゴミを捨てられることもあります。私達も機械が入るときに何があるか確認して、袋を全部拾っているのですけれど、はき違えてすごいことしているのです。
事務局	そういう苦労の中で担い手として頑張っていただいているのを重々承知しておりますけれども。
委員	頑張っているけどね、最近あまりにもストレスが溜まるぐらいです。なにかいい案がないかなと。AIとかICTとかとかいろんな部分で便利になってきているのだけれどやっぱりそれができない、ドローンも飛ばせないし、そういう部分の葛藤がすごくあってこれから先農家でいけるのかなと考えてしまいます。どうかしてもらわなかったら耕作放棄地になっても困るしね。そういうことの対策はないのですか。
事務局	全庁的な話の中で、出てきているのですね。そういうことについては声を聞きましたから、場面、場面では声を出していかなければならないのかなと思っています。
委員	開発することが決まったら、その場所に「こういう条件がついています」という看板をちゃんと行政の方から立てらせることはできないのか。 この開発地域はこういう条件がついていますそれを見て購入してください、口頭で言うのができないのだから看板立てらしたらどうですか。
事務局	開発許可の方については看板を立てらせる義務がありますけれども、農地転用はないです。条件を付けて売るといえるのは農業委員会として行き過ぎた行政指導としてできない部分はあります。
委員	業者が建てる、そこのごみがわーっとある。建てる業者よりこっちが強いから今は言える、持って帰っとけよと言える。
会長	ほか皆さん何かございませんか。

委員	<p>今言われた件、私も同じような経験したので、私がどうやったかの例だけ言いますと業者が来たときにこれとこれとこれに関しては絶対に伝えてくださいという一筆を書かせました。住民の方にもそういったことを聞いてますか、というところまでやりました。我々も少しそういう努力をしなければいけないなど。</p> <p>もう一点、これに関してこの 2 地区の周りが全部赤に囲まれたりした中に白がある、赤が除外希望者なのに白は除外しないじゃなく除外希望者じゃない、そういったのがどんどん増えていくとそういった問題が増えていくので、市の方は水色に囲んでいるのを除外したいのか除外したくないのかもっと絞り込んで除外地域を集約化した方が農地の集約も図れ、住宅の集約も図れるのではないかと私は思うのですけれど、その点に関してはどうですか。</p>
事務局	<p>水色の中は、居住を誘導していこうという地域に指定しておりまして後々は用途区域、を張っていくという流れで今動いているところです。まだ除外をしたくないという方がある場合は、用途を張るということはせずにそのままにしておくという形になってきます。</p>
委員	<p>市がそういった方向になかなか動けないというのはわかっているのですよ。ただ、もう少し地域を絞り込んで、それも難しいと思うのですけれども、地域を絞り込んで頼んでいけば、除外区域にしてくださる方もいらっしゃるのではないかという気はします。ただ単に大きい除外をしたくない人のみの意見で計画を進めるようなのは、少し問題があるのじゃないかもう少し何かそこは努力していただいた方がいいのじゃないかということで意見として終わらせておきます。</p> <p>もう一つイノシシの件なのですが、イノシシを処分した場合の各市における一頭当たりの奨励金が違うと聞くのですが、実際どうなのでしょう。</p>
事務局	<p>そうですね、香川県内でも、自治体ごとに 1 頭当たりの奨励金が異なります。</p>
委員	<p>私もそれを聞いて、それによって、対応の仕方が違うっていう話を聞いているので、できれば県の方で、香川県外からイノシシが来るといことはほとんどないと思うので、県内、県の猟友会等、そういった狩猟ができる方がされていると思うので、県で一律料金にした方が私はこういった問題が出ないんじゃないかと思うのですけれども意見として言わせてもらいます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>他にないですか。ないようでしたら続きまして議題 3 のその他、事務局から議題がありますか。</p>
事務局	<p>特になし</p>

<p>会長</p>	<p>ないようですので、議題3は終わらせていただきまして、他に議題はないようでございますので、全体を通して何か御質問・御意見などございませんか。</p> <p>さきほどから御意見が出ないようでございますので、ここらあたりで本日の審議を終了させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>私も、水田の方の対策の理事をしているので、今農業委員会の方から休耕地、荒れたところの水田の調査を頼まれている。地区内の一部分を農作物やっている、ここは全然やってない、荒れて断念している調査を毎年秋に年一回行って、報告はしている。これは一体何のためになっているのですか。青や赤や黄色を付けているのは何のためになっているのですか。なんにも報告を受けない。どうなっているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>大事な話で法令業務だから法令通りやっているからでは済まない話なので、8月から10月にかけて農業委員会と再生協議会の水田部会の共同で荒廃農地の発生・解消状況に関する調査という名前をお願いをしている。地図を作って去年の除外したのをもう一度調査していただくようになるので、遊休農地の所有者に農業委員会から農地中間管理機構に貸し付けをしますかどうかですか、それとかの設問が一つ、自分で保全管理の状態にしますかどうか2つ目ですね、3番目、自分で売るとか相手を見つけますかどうかですか、その他ということで、皆さん全員に調査物を出しています。それを受けまして農地中間管理機構に貸し付けたいという人は、機構の方に全リストを提供します。ところが遊休農地はなかなか相手が見つかりません、遊休農地でないところでも見つからないのですから、一生懸命お願いして動いたものが実績として改善として結びついていくかという申し訳ないです。現実として借り受け手はなかなか見つからないと、皆さん借りたら、借り手を探してくださいというのがほとんどです。けど、なかなか借り手が見つからない。一生懸命してくれたことに対する結果としての報いが、結果として出ないと非常に申し訳ないのですけれども、実態としてはそのような状況でございます。答弁にはなってございませんけれども御理解いただきたいと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>荒地に野良犬が入ることが一番の問題です。その近所に小さい子供がいる場合、野良犬がいたら一番危ない。次は、雉が入ります。これは別に人間には害はないけど、次は動物が入ってくる可能性が出てくる。もうちょっときつくやって欲しい。私達に農地の耕作依頼されたら条件のいいところは行きますけれど、条件の悪いところはちょっとやっぱり管理はできません。ある程度軽トラなり持っている機械が入れるところだったら行けるのですけれど、難しいところだったら行かないのですけれど、もう少しきつくやって欲しいなというところはあります。</p>

会長	<p>もう他にありませんか。ないようでございます。本日の審議を終了させていただきます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、長時間にわたりましての審議、御意見を賜りまして誠にありがとうございました。</p> <p>高松市の農業振興を図るため、今後とも皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>これもちまして閉会といたします。ありがとうございました。</p>
----	---